

丹波市立春日中学校

いじめ防止等のための 学校基本方針

令和7年4月改定

いじめ防止等のための学校基本方針

丹波市立春日中学校

はじめに

「いじめは絶対に許されない重大な人権侵害である」という考えのもと、全ての生徒が安心して生き生きとした学校生活が送れるよう、教職員はもとより生徒、保護者、全ての関係者によっていじめを根絶させ、いじめを生まない学校づくりを進めていかなければならない。生徒の変化を敏感に察知できるように、日々“未然防止”と“早期発見”に取り組むとともに、いじめが認知された場合の“早期対応”を的確に行うことが必要である。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

(2) 具体的ないじめの態様

- ①冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ⑤金品をたかられる。
 - ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等
- (①～⑧文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より)
- ⑨ハサミやカッター等の刃物で切りつけてけがをさせる。
 - ⑩断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
 - ⑪危害を加えると脅し、現金を巻き上げたり、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
 - ⑫靴や体操服、教科書等の所持品や財布から現金を盗む。
 - ⑬度胸試しやゲームと称し、無理矢理危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
 - ⑭本人の裸などが写った写真・動画をインターネットで拡散すると脅す。
 - ⑮特定の人物を誹謗中傷するため、インターネットに実名をあげて悪口を書く。
 - ⑯同級生に「死ね」と言ってそそのかし、同級生が決意して自殺した。
 - ⑰自身の性器や下着などの写真や動画を撮影して送るよう指示して写真等を送らせたり、その画像を友達に転送したり、転送されたものを保存したりした。
 - ⑱元交際相手の性的な写真や動画をインターネット上に公表する。
- (⑨～⑱文部科学省「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」
添付資料「警察に相談又は通報すべきいじめの事例」より)

(3) いじめの基本認識

- ①いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめにおいては、加害と被害が入れ替わりながら、双方を経験する場合もある。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により、暴行、恐喝、強要、名誉棄損、侮辱等の刑罰法規に抵触する可能性がある。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者からいじめを抑制する仲裁者やいじめを告発する相談者への転換を促すことが重要である。

令和7年3月兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より

2 学校の取組方針及びその内容

(1) いじめ防止等の対策のための組織について

【組織名】春日中学校いじめ対応チーム

【構成員】校長・教頭・生徒指導担当教員・各学年生活指導担当・養護教諭

※個々のケースにより、学級担任、外部専門家（SC、学校いじめゼロ支援チーム、教育相談室相談員等）を含む

- 【役 割】
- いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
 - いじめの相談や通報を受け付ける窓口としての対応
 - いじめの疑いに関する情報や問題行動に係る情報の収集
 - いじめ事案の発生時には、いじめ対応チーム会議を開催し、事実関係の把握、情報共有、指導方法についての検討の迅速な実施
 - 被害生徒への支援、加害生徒への指導体制・対応方針の決定・保護者との連携についての組織的対応
 - いじめ防止に関する具体的な取組の実施と年間計画の策定と実施
 - いじめに関する校内研修の企画と運営
 - 学校いじめ防止基本方針の評価と見直し

(2) いじめの未然防止のために

「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために、全ての教職員が、「いじめは、どの児童・生徒どの学級・学校にも起こり得る」という認識、またどの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実に基づき、「豊かな心を育て、好ましい人間関係を築いて、いじめを生まない土壌づくり」に、積極的かつ組織的に取り組む必要がある。学校におけるいじめの未然防止の取組は、新たな、また特別な教育課題ではなく、全ての生徒が「学校に行きたい、学校が楽しい」と思える学校教育の原点に立ち返る取組と捉え、学校全体で組織的に取り組んでいくその取組を通して、生徒にいじめに向かわない態度・能力、ストレスに適切に対処できる力、自己有用感や自

己肯定感をはぐくんでいく。具体的には、「いじめを生まない土壌づくり」を目指し、次のことに取り組む。

- ①「いじめは人として絶対許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。教職員がいじめに対して共通理解し、生徒への日常的な働きかけを行う。
- ②生徒一人一人の様子や学級の状況を的確に把握する。学期ごとの実態調査はもとより定期的な教育相談の徹底や日常の生徒観察による教職員の気づきを大切にする。
- ③他者との違いを互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり・集団づくりに努める。また、いじめに向かわない態度・能力を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。自己肯定感、自己有用感の醸成とともにコミュニケーション能力の育成、生徒一人一人が大切にされる学級集団づくり、生徒の自発的自治活動を支援する。
- ④一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。「わかる・できる・のびる」授業により、授業についていけない焦りや劣等感からくるストレスを防ぐ。
- ⑤人権教育、道徳教育、体験活動等を通して命や人権を尊重し、豊かな心を育てる。取組を推進する。併せて、人間関係を構築する能力を育成するとともに、LGBT に対する正しい理解の促進に努める。
- ⑥発達段階に応じた情報モラルに関する指導を行い、ネット上のいじめが被害者に深刻な傷を与えることを理解させるとともに、ネット上のいじめへの対応を図る。
- ⑦教職員の不適切な言動などがいじめの助長につながり得ることを自覚し、生徒とのかかわり方には細心の注意を払う。
- ⑧いじめ問題について、いじめ調査結果の公表やいじめに対する取組状況の発信などにより保護者や地域への積極的な働きかけを行う。また PDCA サイクルに基づく取組を推進する。

（３）いじめの早期発見のために

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から温かくて規律ある学級経営に努め、教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。

いじめは、（ネット上でのいじめを含め）大人が気づきにくいところで行われ、遊びや悪ふざけを装って行われるなど、「暴力を伴わないいじめ」の発見や対応は特に難しく潜在化しやすいことを肝に銘じておく。教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、たとえ些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、いじめを見逃さない認知能力を向上させなければならない。そのため毎年、いじめに対する研修を実施する。

また、生徒に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、家庭や地域とも連携して情報を収集することに努める。

○早期発見の具体的な手立て

- ①生徒・保護者・教職員に対し、困ったことがあればすぐに相談できる関係づくり・体制づくりに努める。いじめに関する相談窓口の周知を図る。職員間でも相談しやすい職

場環境づくりに努める。

- ②常に生徒の日々の生活の様子に目を配り、生徒のグループ内での人間関係の小さな変化にも気づくよう心がける。「生徒のいるところには、教職員がいる」ことを心がけ、日記や生活ノート、チェックリストを活用するとともに、家庭訪問等の徹底を図る。併せて、情報交換と共有化を図り、早期の報告・連絡・相談・対応に努める。
- ③週ごと（金曜日の終学活）に「1週間のふりかえり」を実施し、生徒自身から自他の生徒の現在の状況や課題を早期に発見できるよう努める。併せて、友だちの頑張りやよいところを書かせて気づかせることにより、互いに認め合うことのできる仲間づくり・集団づくりにつなげる。
- ④学期ごとにいじめに関係するアンケートや心のチェックシートを実施し、考察や検証を行いながら生徒の実態把握と生徒に寄り添った丁寧な教育相談に努める。アンケートや調査結果については、全教職員間での情報共有と共通理解を図り、組織的対応に努める。
- ⑤学校をオープンにし、多くの目で生徒を見守るようにする。また、家庭訪問の他、民生児童委員、保護者や地域からの情報を収集する機会を多く持ち、常に連携強化を図る。

（４）いじめに対する措置のために

迅速かつ組織的な対応を第一とする。正確な事実確認と情報の共有化を行うとともに、被害生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先して対応・指導を行う。さらに、その保護者も含め適切な情報提供と支援を行うとともに、加害生徒及び保護者への指導を行う。また、いじめが起きた集団への働きかけも進める。

【いじめが起きた時の対応の基本的な流れ】

○情報のキャッチ

些細な兆候でも疑いのある行為には早期に的確に関わる。また真摯に傾聴する姿勢が大切である。一人で抱え込まず、「いじめ対応チーム」に速やかな報告と相談をする。「いじめ対応チーム」の招集により、その役割に基づいた対応を取っていくことを確認する。し、被害生徒を守る体制をつくる。

○正確な実態把握

当事者双方と、周りの生徒からの正確な聴き取りを速やかに行うとともに記録を残し、情報の共有化と全体像の把握を図る。（誰が誰に対して、いつ、どこで、どんな内容かなどを明らかにする）

○指導体制と方針の決定

「いじめ対応チーム」により指導のねらいの明確化、情報の共有化、関係機関との連携を行う。特に、市教育委員会への報告を経過も踏まえて速やかに行う。

○生徒への指導と支援

- ・被害生徒とその保護者の心のケアに取り組む。つらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、希望を持たせる。保護者とすぐに面談し、事実関係や指導方針を伝え、今後の対応について被害生徒と保護者の気持ちを十分に斟酌するために協議する。その後も継続して家庭との連携を深めた支援をしていく。

- ・加害生徒に対し、事実確認とともに生徒がいじめに至った背景にも目を向けつつも、毅然とした姿勢で事の重大性を認識させ、具体的に相手の痛みに思いを寄せさせる指導とともに人権意識の大切さを指導する。その際、十分な反省を促すとともに、加害生徒の保護者にも正確な事実関係を説明し、事の重大性を認識させ、家庭での指導を依頼するなど協力を要請し継続して観察をする。
- ・周りの生徒に対しては、当事者だけの問題にとどめず自分たちの問題として意識させるように指導する。はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、正義感をもって勇気ある行動ができるようにするためにはどうすればよいか考えさせる。
- ・ネット上のいじめについては、以下の対応を行う。
 - (1) 不適切な書き込みがあった場合は、学校としてその個所を確認し、印刷保存するとともに、「いじめ対応チーム」で対応を協議し、関係者から聞き取り調査を行うとともに被害生徒の心のケアなど必要な措置を講ずる。
 - (2) その後、直ちにそれを削除する措置を行う。必要に応じて、市教育委員会、警察をはじめとする関係諸機関と連携する。
 - (3) PTA と連携して情報モラル講演会を開催するなど情報モラル向上のための基本的な知識や技能などを学習する機会を設ける。

○保護者との連携

家庭訪問により直接面談して具体的な対策を話す。協力依頼と互いの連携を図る。

○今後の対応

「いじめ対応チーム」を中心に継続的な指導や支援を行う。SC の活用も含め心のケアに努める。心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(5) 重大事案への対処のために

①重大事態の定義

- I いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- II いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間（年間 30 日以上または一定期間連続して欠席している場合）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態として捉える必要がある。

②重大事態の対処

○重大事態の報告

学校長は、事実関係を把握し、直ちに市教育委員会に報告する。重大事態であるかの判断については、丹波市教育委員会が行う。犯罪行為として取り扱われるべきと認める事案は警察へ相談・通報する。

○調査の趣旨と調査主体

丹波市教育委員会の判断に基づき、重大事態の調査は、学校または市教育委員会が行う。市教育委員会の指示により学校が調査主体になる場合、「春日中学校いじめ対応チーム」が調査する。調査する者は、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係がないことに留意する。なお、学校主体の調査では「調査の趣旨」に基づく成果が得られないと判断された場合は、市教育委員会に置いて調査されることになる。

○調査の実施

被害生徒からの聴き取りが可能な場合については、事実関係を明確に調査し、被害生徒・保護者のケアに努めながら適切に全ての関係者から聴き取り調査を行う。その際、被害生徒や情報提供した生徒を守ることを最優先するとともに、当該生徒や保護者に対して適切な情報提供を行う。

被害生徒からの聴き取りが不可能な場合については、保護者の要望・意見等を聞いた上で、今後の調査について協議し、調査を行う。その際、『子どもの自殺が起きたときの調査の指針』（H23.3 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考に調査するものとする。

○調査結果の提供及び報告

調査結果を市教育委員会に報告する。市教育委員会を通して市長に報告される。市教育委員会の必要な指導・指示・支援を受け、被害生徒・保護者、関係者に調査結果等の情報提供を行う。その際、個人情報の取扱には十分配慮をする。

○調査結果を踏まえ、必要な措置を講じて再発防止に努める。

（６）家庭・地域・関係機関との連携のために

いじめの予防、防止、解決には学校だけでなく家庭や地域、教育委員会等関係機関との連携が不可欠である。そのためには、日常的教育活動を通して情報交換を積極的に行い、課題の解決に向けて話し合い、互いの信頼関係を高めておくことが重要である。具体的には、次のようなことに留意しながら教育活動にあたる。

①学校と家庭、地域が普段から気軽に相互の思いや考えを出し合える場面を積極的に設定する。

（例：学級懇談会、学校運営協議会、オープンスクール、PTA活動の活用等）

②日常的教育活動に対する双方向の意見交換を図る。

（例：各種通信の内容の工夫やアンケート、行事での感想を公表し対応を示す等）

③地域ネットワークの活用

（例：地域や各種団体とのつながりを重視した取組を進める等）

（７）資料の保管

①いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象生徒が卒業するまで学校が保管する。

②解答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わってから５年間、学校が保管する。

③いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わってから１０年間、学校が保管す

る。

- ④保管年限が経過した資料等については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。

(8) その他

「春日中学校いじめ防止等のための学校基本方針」は、実情に応じて見直しを行い、必要があると認められるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずる。

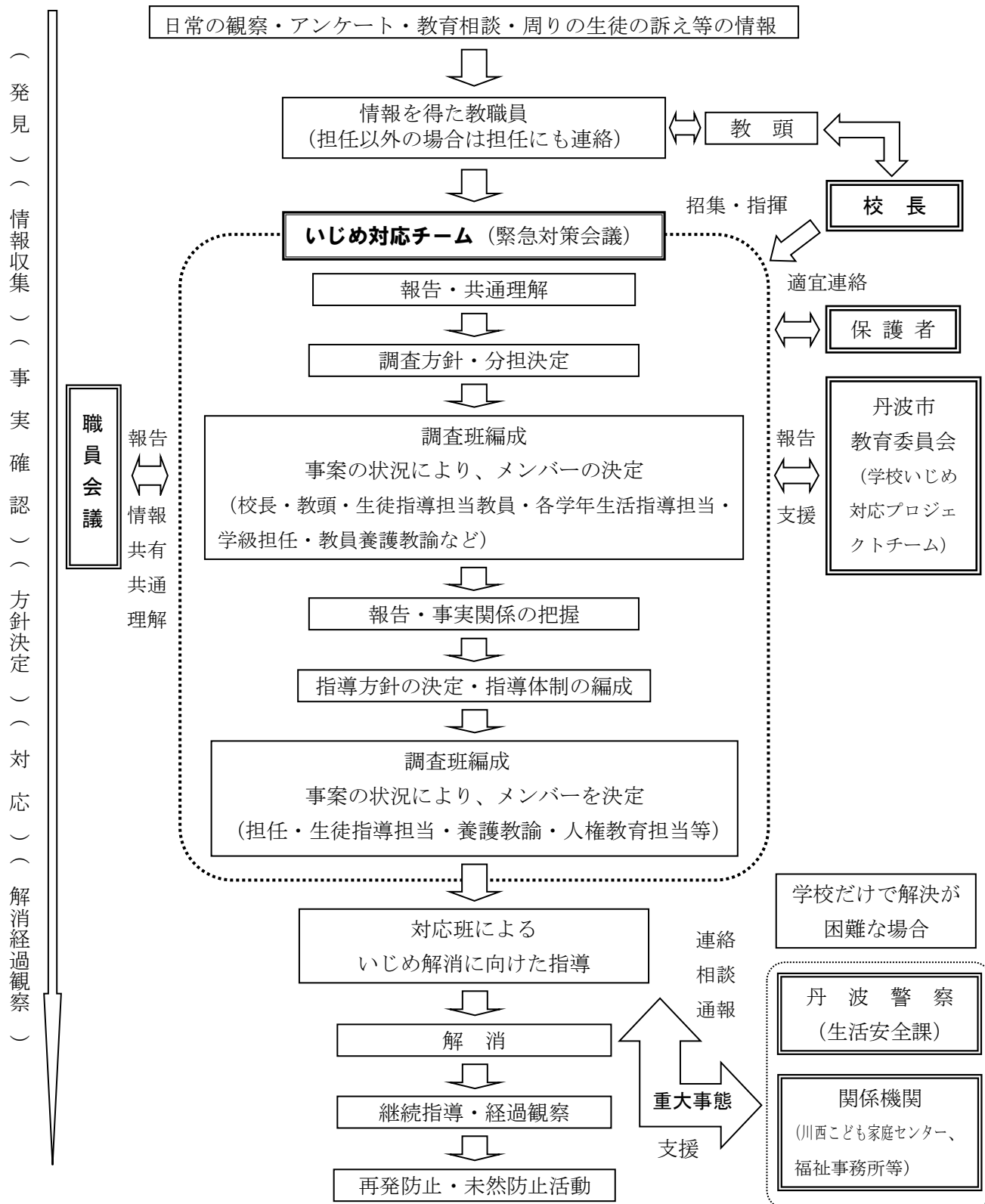
別添 1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

別添 2 重大事案が起こった時の組織的対応の流れ

〈別添 1〉

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

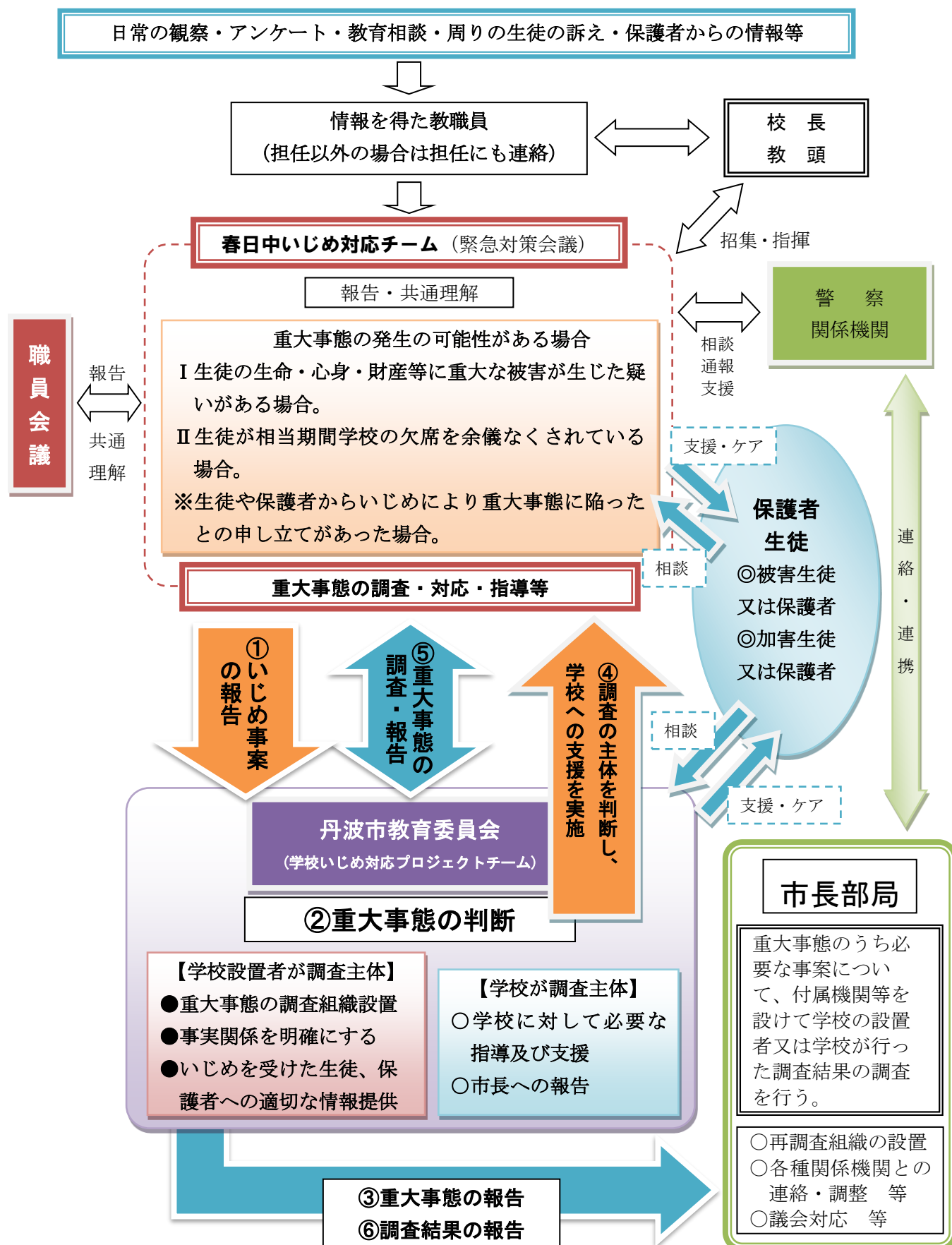
丹波市立春日中学校



〈別添2〉

重大事態が起こった時の組織的対応の流れ

丹波市立春日中学校



いじめ防止のための年間指導計画

	職員会議等	未然防止のための取組	早期発見に向けた取組
年間	○いじめ対応チーム会議 ○生徒指導・生徒支援係会 ○学年会議等	○道徳の授業 ○人権教育 ○教科指導	○生活ノート「タイムくん」 ○心のチェックシート
4月	○生徒指導の基本方針の共通理解 ○いじめ防止等のための学校基本方針の共通理解	○学級開き ○生徒会活動	○家庭訪問
5月	○PTA 総会での啓発	○前期生徒総会 ○情報モラル講演会	○あのねタイム(教育相談)
6月	○アンケート考察・分析	○友愛学級 ○良いところ見つけ	○いじめアンケート ○学習相談・教育相談
7月		○人権作文の取組 ○学年集会 ○夏休みの生活について	○学期の振り返り ○学期末懇談会
8月	○職員研修	○市人権学習交流集会 ○いじめゼロサミット参加 ○友愛学級現地研修会	
9月		○体育祭の取組	
10月		○文化祭の取組	○あのねタイム(教育相談)
11月	○PTA 人権講演会 ○いじめ防止強化月間 ○アンケート考察・分析		○いじめアンケート ○学習相談・教育相談
12月		○学年集会 ○冬休みの生活について	○学期の振り返り ○学期末懇談会
1月	○入学説明会での啓発	○同学年同和(小中連携)	
2月	○アンケート考察・分析	○後期生徒総会 ○ありがとう運動	○いじめアンケート ○学習相談・教育相談
3月	○小中高連絡会	○学年集会 ○春休みの生活について	○学年の振り返り